

第1号議案 蔵前工業会大阪支部規程の一部変更

現規程	変更案																																
<p>(支部役員)</p> <p>第6条 1 この支部は、以下の支部役員を置く。</p> <table border="0"> <tr><td>支部長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>副支部長</td><td>2名以内</td></tr> <tr><td>幹事長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>副幹事長</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>会計幹事</td><td>1名</td></tr> <tr><td>支部情報管理者</td><td>1名</td></tr> <tr><td>幹事</td><td>15名以上30名以内</td></tr> <tr><td>支部監事</td><td>2名</td></tr> </table> <p>2 支部長、副支部長、幹事長、副幹事長、会計幹事及び支部情報管理者は、幹事の中から選出する。</p> <p>会計幹事は、支部長、副支部長、幹事長、副幹事長、又は支部情報管理者と兼務することができない。</p> <p>支部監事は、幹事と兼務することができない。</p> <p>3 この支部は、支部役員から成る支部役員会を置く。</p>	支部長	1名	副支部長	2名以内	幹事長	1名	副幹事長	若干名	会計幹事	1名	支部情報管理者	1名	幹事	15名以上30名以内	支部監事	2名	<p>(支部役員)</p> <p>第6条 1 この支部は、以下の支部役員を置く。</p> <table border="0"> <tr><td>支部長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>副支部長</td><td>2名以内</td></tr> <tr><td>幹事長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>副幹事長</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>会計幹事</td><td>1名</td></tr> <tr><td><u>情報管理者</u></td><td>1名</td></tr> <tr><td>幹事</td><td>15名以上30名以内</td></tr> <tr><td><u>監事</u></td><td>2名</td></tr> </table> <p>2 この支部は、支部役員から成る支部役員会を置く。</p> <p>3 <u>支部長、幹事、及び監事は支部総会で選任する</u></p> <p>4 <u>副支部長、幹事長、副幹事長、会計幹事及び情報管理者は、幹事の中から支部役員会で選出する。</u></p> <p>5 会計幹事は、支部長、副支部長、幹事長、副幹事長、又は情報管理者と兼務することができない。また、監事は、幹事と兼務することができない。</p> <p>6 <u>支部役員の任期は2年とする</u></p>	支部長	1名	副支部長	2名以内	幹事長	1名	副幹事長	若干名	会計幹事	1名	<u>情報管理者</u>	1名	幹事	15名以上30名以内	<u>監事</u>	2名
支部長	1名																																
副支部長	2名以内																																
幹事長	1名																																
副幹事長	若干名																																
会計幹事	1名																																
支部情報管理者	1名																																
幹事	15名以上30名以内																																
支部監事	2名																																
支部長	1名																																
副支部長	2名以内																																
幹事長	1名																																
副幹事長	若干名																																
会計幹事	1名																																
<u>情報管理者</u>	1名																																
幹事	15名以上30名以内																																
<u>監事</u>	2名																																
<p>(支部総会)</p> <p>第10条 1 この支部は、毎年1回支部総会を開き、以下の事項について報告又は決議を行う。ただし、必要のある場合には支部役員会の決議により臨時支部総会を開くことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業報告及び決算 (2) 事業計画及び予算 (3) 支部長及び支部役員人事 (4) その他支部運営に関する事項 	<p>(支部総会)</p> <p>第10条 1 この支部は、毎年1回支部総会を開き、以下の事項について報告又は決議を行う。ただし、必要のある場合には支部役員会の決議により臨時支部総会を開くことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業報告及び決算 (2) 事業計画及び予算 (3) <u>支部長、幹事及び監事選任</u> (4) その他支部運営に関する事項 																																
<p>附則</p>	<p><u>附則</u></p> <p>4 この規程の運用に関し、支部役員会で制定、改廃を行う細則を設ける。</p> <p>5 <u>令和2年9月26日開催の支部総会承認により一部変更。</u></p>																																